

西条市ふるさとチョイス及びふるなび返礼品出品申請書作成要領

1 西条市ふるさとチョイス及びふるなび返礼品（以下「返礼品」という）出品申請について

返礼品出品申請書は以下の事項を参考に作成してください。

- （１）返礼品は、原則として西条市内で生産・加工されたものなど地元の特産品や西条市内で提供されるサービス

（西条市内の企業等で作られたこだわりの商品、西条市の歴史を感じられる商品等）で、西条市の返礼品としてふさわしい商品・サービス、または本市のPRにつながる商品・サービスであること。

- （２）返礼品（商品）の価格には、卸値商品代、梱包代、消費税等を含んだ金額を設定すること。

※消費税等は10%を考慮下さい。ただし、軽減税率対象の商品については、8%を考慮ください。

- （３）商品については、現在、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」及び「ふるなび」それぞれにおいて返礼品として取り扱いを行っている既存の返礼品と重複しないようにしてください。参考に、西条市の返礼品が掲載されているふるさとチョイス及びふるなび内の西条市のページをご確認ください。

※単体で重複していても、他の物と組み合わせることにより、同じものにならない場合は可とします。

- （４）返礼品の発送については、四季の果物等の場合、複数回に分けた発送商品企画も可能です。

※通常の発送は、ふるさと納税寄附者データが送信された後、随時発送です。

※返礼品の伝票準備等は原則として㈱ソラヤマいしづちが運送業者に手配を依頼しますが、発送は事業者の責任においてお願いします。

2 協力事業者登録について

（１）応募の要件

西条市ふるさと納税協力事業者募集要項で定める応募の要件の他に、以下の要件が追加されます。

ア メールまたはFAXにて連絡が取れること。本市の「ふるさとチョイス」及び「ふるなび」における返礼品の発送等の手続きはメールまたはFAXにて行うため。

イ ㈱ソラヤマいしづちへの返礼品の取扱いに係る申込等が可能な事業者であること。

(2) 提出書類等について

以下の書類等の提出をお願いします。

ア 西条市ふるさと納税 事業者登録申請書

イ 西条市ふるさと納税 返礼品出品申請書（ふるさとチョイス／ふるなび）

ウ 特産品の写真（カラーで撮影したもの）1枚以上

※画像データ（JPEG 形式・1MB 以上）はメール等で別途送付してください。

エ 特産品の説明などパンフレットがある場合、そのパンフレット

オ 初めて申込みする場合は、事業者の概要が分かる資料（企業 HP 等ある場合はその印刷物でも可）

カ その他必要と認められる書類

(3) 申込について

返礼品の取扱いについて、㈱ソラヤマいしづちが別途指示する申込が必要です。

(4) 返礼品代金及び送料の支払いについて

返礼品代金については、㈱ソラヤマいしづちから支払われます。

3 お問い合わせ先

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷 164 番地

西条市産業部 産業振興課産業総務係

TEL 0897-56-5151 FAX 0897-52-1200

E-mail: furusato@saijo-city.jp